

経営事項審査制度の改正 ⑪ 経理処理の適正を確認した旨の書類(その6)

はじめに

今月は、「経理処理の適正を確認した旨の書類」の解説の6回目です。いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

2. 確認項目の内容(つづき)

2-10 固定資産

- ・ 減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
- ・ 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
- ・ 予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
- ・ 使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
- ・ 研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
- ・ 研究開発費に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
- ・ 遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が 50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
- ・ 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が 50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
- ・ 投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。

固定資産に関する上記チェックリストは、「中小企業の会計に関する指針」から、主たる項目をピックアップしたのですが、あまり、体系的でなく、判りづらい印象を受けます。私なりに固定資産会計のポイントをまとめると以下のとおりです。

- ① 資本的支出と収益的支出との区分が正しく行われているか。すなわち、ある取引について、そもそも固定資産に計上すべきか、費用処理すべきかの判断が正しく行われているか。
- ② 取得価額の妥当性。すなわち、当初固定資産に計上する金額が正しいかどうか。また、計上する貸借対照表上の区分(有形/無形/投資その他)や計上科目が正しいかどうか。

③ 減価償却の妥当性。すなわち、耐用年数や、残存価額の見積もりが正しいかどうか、償却方法が妥当か。また、減価償却費の損益計算書上の計上区分が妥当か。

④ 減損処理又は除却処理の要否。すなわち、現在実施している減価償却に基づく簿価と当該固定資産の実質的な経済的価値とが著しく乖離していないかどうか、乖離している場合に経済的価値に合わせるための減損処理または除却処理が正しく行われているかどうか。

チェックリストの各項目は、いずれも上記各ポイントのいずれかに該当するものです。詳細については、上記「中小企業の会計に関する指針」のほか、「企業会計原則」や、「固定資産の減損に関する会計基準」、「研究開発費等に係る会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」等をご参照いただければと思います。

また、平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から、「リース取引に関する会計基準」が適用となります。従来リース取引は賃貸借取引と同様の会計処理をしてきましたが、今後は、原則として、売買取引として処理する必要があります。すなわち、リースにより取得した資産を固定資産に計上する必要があります。ただし、リース契約額が重要でない取引については、従来どおり、賃貸借取引によることができます。

2-11 金銭債務

- ・ 金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
- ・ 営業上の債務のうち、正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
- ・ 借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が 1 年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。

金銭債権同様、金銭債務についても、営業循環基準およびワン・イヤー・ルールに基づき、流動負債か固定負債かの区別を行う必要があります。営業循環基準等の概念については、本稿の 2008 年 8 月号を参照してください。

このほか、建設業会計においては、工事未払金と買掛金、未成工事受入金と前受金との明確な区別も重要ですので、ご留意いただきたいと思います。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)